



商 工 会 報

# あ ち

第 14号

発行 阿智村商工会  
43-2241

編集 会報編集委員会

印刷 龍共印刷(株)



## 平成元年は、さわやかな講演会で幕明け

平成元年幕明けの新春講演会は、1月21日(土)の午後、「夜7時のニュース」でおなじみのNHKチーフアナウンサー松平定知さんの講演で始まりました。

商工会館二階の会場は満杯で、ビデオカメラを持ち込み一階の会場の聴講者にも聞いていただきました。



熱心に聞き入る聴講者



熱血アナウンサー松平定知氏

丁度昭和天皇崩御の直後で昭和から平成への慌しい世の移りについて、生々しくしかも爽やかに話を進められた。初任地、高知県での天気予報失敗談、有名アナウンサーの迷せりふ、長寿番組「連想ゲーム」にまつわるエピソードなど、時の経つのも忘れて皆熱心に聞き入っておりました。

上手な話し方として、①型にはまった言葉は避ける。②心に残る話し方をする。人間の記憶は十秒・約七十字が限度で、それ以上区切りのない言葉は記憶に残らない。③知りたい事をわかり易く、結論を先に、聞く人の気持ちになつて。④想像で事を書いたりしゃべってはいけない等々。

最後に、日本語の乱れについて、元旦の朝、犯罪を犯す等二重の言葉がふえ、若い世代を中心にそれが気にならなくなっているとの心境を語り、「NHKのアナウンサーとして、美しい日本語の心を守っていかねばならない」と結んでおられました。

徳川家康公の末裔、NHKきつての熱血アナウンサーで、スター的存在でもある先生は時間一杯の講演を終えて出発まで、興奮のさめぬ聴衆の握手改めにも応えながら、車中の人となりました。

# (特集) 消費税4月1日スタート!!

昭和24年のシャープ勧告以来、初の大きな税制改革法案が、昨年末の国会で可決成立いたしました。なかでも、消費税は、新聞、テレビ等で連日報道されておりますが、会員の皆様にも多少なりとも影響があるでしょう。

商工会や、税務署あるいは業界で説明会があり、ご承知とは思いますが、復習の意味で、もう1度紙面掲載いたしますので4月1日からの導入に準備をして下さい。

なお、わからない点がありましたら、商工会へご相談下さい。

## 消費税とは

商品やサービスの売上げにかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担しますが、納税は製造、卸、小売の各事業者が行うことになっていきます。

また、仕入に含まれる税額の控除ができ、生産、流通の過程で、税が二重、三重にかからないような仕組みとされています。

税率は3%で、課税期間は一年です。

## 納税義務者は

消費税を最終的に負担するのは消費者ですが、消費税を実際に納税するのは事業者です。

ただし、個人事業者については前々事業年度(これを基準期間といいますが)の課税売上高が三千万円以下の事業者の方は、納税義務が免除されますので、申告・納税の義務はありません。

なお、このような免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

(注) 基準期間の初日が施行日(昭和六十三年十二月三

十日)前で、その期間における課税売上高の計算が困難なときは、昭和六十四年一月一日から平成元年二月二十八日までの課税売上高に六を掛けた金額を、その基準期間の課税売上高とすることができま

## 申告・納付の手続は

課税事業者は課税期間終了後二か月以内(個人事業者は二月末日、三月決算法人は五月末日まで)に、所轄の税務署長に確定申告書を提出し、その申告に係る消費税額を納付してください。

また、課税期間開始以降六か月を経過した日から二か月以内(個人事業者は八月末日三月決算法人は十一月末日まで)に、中間申告と納付をしてください。



なお、中間申告と納付は、直前の確定申告書に記載した税額の二分の一の金額を申告

・納付することになりますが、その中間申告すべき税額が三〇万円以下の場合には、中間申告と納付の必要はありません。

## 届出等の手続は

事業者には、各種の届出等の義務がありますので、それぞれの要件に該当する事実が生じた場合には、所轄の税務署長に対して、その旨を記載した届出書等を提出する必要があります。この届出書等の用紙は、各税務署(間税担当部門)に用意してあります。主な届出書は、次のとおりです。

- ① 基準期間の課税売上高が三千万円を超えるとき  
「消費税課税事業者届出書」
- ② 簡易課税制度を選択するとき  
「消費税簡易課税制度選択届出書」
- ③ 課税事業者になることを選択するとき  
「消費税課税事業者選択届出書」
- ④ 課税期間の短縮を選択するとき  
「消費税課税期間特例選択届出書」

## 信金だより

「しんきん保険ローン」信用金庫では、損保会社と提携して「積立傷害保険しんきんくん」のキャンペーン実施中です。これは傷害保険料を一時払いする資金をしんきんで融資し保険期間内で返済していくものです。

記

一、基準、満二十才以上の個人の方でしんきん保証基金の保証が受けられる方

一、融資額十万一三百万円  
一、融資期間五年以内  
(但し、保険期間の範囲内)

一、保険の特長

- ① くりしの中のいろいろなケガを補償
- ② 満期返戻金④配当金が楽しめます。
- ③ 支払する保険金
- 。死亡保険金
- 。後遺障害保険金
- 。入院保険金
- 。通院保険金

満期返戻金等は税法上一時所得として取扱われ五十万円の特別控除があります。くわしくは信金までご照会ください。

# 納付手続きの流れ図

## スタート

Q1 あなたの売上げはいつも年間3,000万円以下ですか?

NO 3,000万円超のことがある。

YES いつも3,000万円以下

あなたは、消費税は免税です。計算も申告も不要です。消費税のことは忘れて下さって結構です。

Q2 一昨年の売上げは3,000万円以下ですか?

NO 3,000万円超

YES 3,000万円以下

あなたは、今年の消費税は免税です。

Q3 一昨年の売上げは5億円以下ですか?

YES 5億円以下

NO 5億円超

簡易課税方式\*を選択できません。選択しますか?

NO 選択しない

YES 選択する

(注) 選択すると2年間(注)は続けることとなります。

仕入額の集計を省略して結構です。仕入額が実際にいくらであるうとも、売上額の80% (卸なら90%)として計算することができます。この場合、納付税額は売上げの0.6% (卸なら0.3%)になります。

普通に計算してください。

Q4 あなたの今年の売上げは6,000万円未満ですか?

YES 6,000万円未満

NO 6,000万円以上

限界控除制度\*\*により、税額を減額することができます。

計算額をそのまま納付して下さい。

## コール

(御注意) もちろん、大規模な方と同様に申告することもできます。あなたの仕入れには3%の税金がかかっていますから、選付になることもあることを思い出して下さい。但し、課税を選択した場合には2年間は続けることとなります。

(御注意) もちろん、大規模な方と同様に申告することもできます。あなたの仕入れには3%の税金がかかっていますから、選付になることもあることを思い出して下さい。但し、課税を選択した場合には2年間は続けることとなります。

### (簡易課税方式\*)

$$\begin{aligned} \text{納付税額} &= \text{売上高} \times 3\% - (\text{売上高} \times 80\%) \times 3\% \\ &= \text{売上高} \times 0.6\% \end{aligned}$$

(例) 売上高が5,000万円の場合  
 $5,000 \times 0.6\% = 30\text{万円}$

### (限界控除制度\*\*)

$$\begin{aligned} \text{納付税額} &= \text{本来納付すべき税額} \times \frac{\text{売上高} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} \end{aligned}$$

(上記の場合)  
 $30 \times \frac{5,000 - 3,000}{3,000} = 20\text{万円}$

# 納付税額の計算にあたってのポイント

## どういう意味でしょう

- ◆課税期間  
……納付税額の計算の基礎となる期間。個人事業者は暦年（1月1日～12月31日）、法人は事業年度（例えば4月1日～3月31日）
- ◆年間課税売上げ、年間課税仕入れ  
……課税期間（暦年又は事業年度）中の消費税が課税された取引の売上げ（仕入れ）の合計額。消費税（3%分）は含みません。

## 「課税売上げ」って何でしょう

- ◆課税売上げとは、商品の売上げのほか、機械、建物等事業用資産の売却、建物の賃貸など、事業のための財産財貨の譲渡、貸付け、サービスの提供をいいます。
- ◆土地の売却や貸付け、株式、債券の売却、受取利子などの非課税取引は含まれません。

## 「課税仕入れ」って何でしょう

- ◆課税仕入れとは、商品の仕入れのほか、機械、建物等事業用資産の購入、建物の賃借、原材料や事務用品の購入、賃加工の運送等のサービスの購入など、事業のための購入をいいます。
- ◆土地の購入や賃借、株式、債券の購入、支払利子、支払給料、賃金などは含まれません。

## 売上げ、仕入れは課税期間中の合計額です

- ◆納付税額の計算にあたっては、課税期間中の課税売上げ（仕入れ）の合計額に3%をかければ足り、個々の取引ごとに税額を計算する必要はありません。

## 個々の商品ごとに売上げと仕入れを対応させる必要はありません

- ◆仕入れた商品に含まれる税額は、その商品が仕入れを行った課税期間中に売れたかどうかに関係なく、差引くことができます。

## 税額票（売上げと税額を別記した書類）は不要です

- ◆売上げ、仕入れの計算は、帳簿や納品書、請求書などによって行うので簡単です。売上税のときのような税額票は不要です。

## 年間課税売上げ3,000万円（事業者免税点）以下の事業者の方

- ◆消費税を納める必要はありません。
- ◆輸出業者などの還付を受けられる事業者の場合は、年間課税売上げが3,000万円以下の方でも選択により納税義務者となることもできる。
- ◆年間課税売上げが3,000万円以下かどうかは前々年（前々事業年度）の売上げで判断します。

## 年間課税売上げが3,000万円を超える事業者の方

- ◆消費税の納税義務があります。計算の方法は非常に簡単です。

$$\text{納付税額} = \underbrace{\text{年間課税売上げ（税抜き）} \times \frac{3}{100}}_{\text{売上げに対する税額}} - \underbrace{\text{年間課税仕入れ（税抜き）} \times \frac{3}{100}}_{\text{仕入れに含まれる税額}}$$

- ◆ 税込み経理の場合には、 $\frac{3}{100}$  に代え、 $\frac{3}{103}$  を用います。
- ◆ 税額の計算は、課税期間（個人は暦年、法人は事業年度）中の売上げに対する税額から、同じ期間中の仕入れに含まれる税額を差し引くだけです。  
仕入れに含まれる税額の方が多ければ、還付されます。
- ◆ 仕入れに含まれる税額を差し引くのは、税が累積しないようにするためです。
- ◆ 中小事業者の方については、簡易課税、限界控除といった特例があります。

具体的計算例

	課税売上げ (税抜き)	税 額	税込価格
(売上げ)	5,000万円	(150万円)	5,150万円
	6,000	(180 )	6,180
	3,000	( 90 )	3,090
	⋮	⋮	⋮
1年間の課税 売上げの総額	<b>100,000</b>	$\times 3\% =$	<b>3,000 (A)</b>
			<b>103,000</b>
	課税仕入れ (税抜き)	税 額	税込価格
(仕入れ)	6,000万円	(180万円)	6,180万円
	1,000	( 30 )	1,030
	3,000	( 90 )	3,090
	⋮	⋮	⋮
1年間の課税 仕入れの総額	<b>80,000</b>	$\times 3\% =$	<b>2,400 (B)</b>
			<b>82,400</b>
(納付税額)	A - B =		<b>600</b>

# 中小企業者の方の 納税事務負担軽減措置

前々年（前々事業年度）の年間課税売上げ 5 億円以下の事業者の方

- ◆ 課税売上げのみから納付税額を計算できる仕組みが選択できます。（簡易課税制度）

**納付税額** = 年間課税売上げ(税抜き)  $\times$  0.6% (卸売業者は0.3%)

- 注 1. 仕入れに含まれる税額を課税売上げに対する税額の 8 割（卸売業者は 9 割）とみなします。その結果、課税売上げの 0.6% (= (1 - 0.8)  $\times$  3%) が納付税額となります（卸売業者の場合は、0.3% = (1 - 0.9)  $\times$  3%)。
2. 卸売業者とは、主として卸売業を営む事業者とされています。

簡易課税制度を選択した場合の計算例

	課税売上げ(税抜き)	税 額	税込価格
(売上げ)	500万円	(15万円)	515万円
	600	(18 )	618
	300	( 9 )	309
一年間の課税 売上げの総額	10,000	300	10,300

仕入れに含まれる税額の計算は不要

(納付税額)  $10,000 \times 0.6\% = 60$  万円 ……製造, 小売など卸売業以外の事業者  
 $10,000 \times 0.3\% = 30$  万円 ……卸売業者

その年の年間課税売上げ6,000万円未満の事業者の方

◆免税事業者とのバランスを考慮し、納付税額の一部が免除されます。(限界控除制度)

$$\text{納付税額} = \text{本来納付すべき税額} \times \frac{\text{年間課税売上げ(税抜き)} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}}$$

- ①例えば、その年の年間課税売上げが4,000万円の事業者は、本来納めるべき税額の3分の1を、5,000万円の事業者は3分の2を納めればよいことになります。
- ②課税事業者でもその年の課税売上げが3,000万円以下の場合には、上の式の年間課税売上げは3,000万円とみなされるので、納付税額はゼロになります。

その年の年間課税売上げ5,000万円の事業者の方の例

	年間課税売上げ(税抜き)	税 額	税込価格
(売上げ)	5,000万円	150万円 (A)	5,150万円
	年間課税仕入れ(税抜き)	税 額	税込価格
(仕入れ)	4,500万円	135万円 (B)	4,635万円
(本来納付すべき税額)		(A) - (B) = 15万円	

$$\text{納付税額} = 15\text{万円} \times \frac{5,000\text{万円} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} = 15\text{万円} \times \frac{2}{3} = 10\text{万円}$$

③簡易課税制度を選択している事業者にもこの制度が適用されます。例えば、上の例で簡易課税制度を選択している事業者(卸売業以外)の場合には、次のようになります。

$$\text{納付税額} = 5,000\text{万円} \times 0.6\% \times \frac{5,000\text{万円} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}}$$

簡易課税を選択した場合  
の本来納付すべき税額

$$= 30\text{万円} \times \frac{2}{3} = 20\text{万円}$$

# 消費税と不当な表示

消費税は、消費に広く薄く負担を求めるといった性格のものであり、事業者は、消費税を円滑かつ適正に転嫁することになっています。このためには、すべての事業者が適正な表示をすることが不可欠です。景品表示法は、虚偽・誇大な表示など一般消費者を誤認させ、不当に顧客を誘引する表示を規制しています（同法第4条）。景品表示法上問題となるおそれのある表示を例示すると次のとおりです。

(消費税を転嫁していない旨の表示)

- ① 消費税は転嫁していません。消費税は一部の商品しか転嫁していません。  
消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。
- ② 当商店街は、消費税を転嫁しません。
- ③ 消費税はおまけしています。消費税はサービスしています。  
当店は消費税額分を値引きします。
- ④ 消費税は当店が負担しています。

消費税を転嫁したにもかかわらず、「転嫁していない」等の表示は、虚偽表示になります。また、事業者の販売価格または料金（販売価格等）に消費税が実際に転嫁されているかどうかその根拠があいまいなままに、これをことさら強調する場合には、一般消費者にその販売価格等が他に比べ有利であるとの誤認を生じさせるおそれがあります。

(消費税が課税されていない旨の表示)

- ① 当店の商品は消費税が課税されていません。
- ② 当店の商品の中には、消費税が課税されていないものがあります。

非課税商品・役務（土地、商品券等）はごく限られており、消費税は、ほとんどの商品・役務に課税されています。課税商品に「課税されていない」旨の表示をすることは、虚偽表示になります。

なお、商品券等の非課税商品については、例えば、商品ケースにその旨を表示する等特定して表示することが適切です。

(消費税額分を超えて値上げしているが、消費税額分しか値上げしていない旨の表示)

- 消費税分を超えて値上げしたにもかかわらず、
- ① この商品には消費税が課税されますので、消費税額分値上げします。
  - ② 消費税導入に伴い、やむなく価格を引き上げました。

実際には、消費税額分を超えて値上げしたにもかかわらず、消費税額分しか値上げしていないかのような表示は虚偽表示になります。

(免税事業者といつわった表示)

- ① 免税事業者でないにもかかわらず、免税事業者であるかのような表示
- ② 免税事業者と取引していないにもかかわらず、免税事業者と取引しているかのような表示

1年間の売上高が3,000万円以下の事業者は、一般的に免税事業者になりますが、免税事業者でない事業者または免税事業者と実際取引していない事業者が行う上記の例のような表示は、虚偽表示になります。

(免税事業者を理由に安価と強調する表示)

- ① 当店は免税事業者ですので、安い価格で販売しています。
- ② 当店は免税事業者ですので、免税価格となっています。
- ③ 当店の仕入先は免税事業者ですので、価格が安くなっています。

免税事業者の販売する商品・役務についても、仕入れに消費税額分が含まれています。免税事業者または免税事業者と取引している事業者であっても、このことのみを理由に、その根拠があいまいなままにその販売価格が安いなど表示することは、一般消費者に他の競争業者の販売価格等よりも有利であるかのような誤認を与えることになります。

(不当な二重価格表示)

二重価格表示（小売業者が、商品または役務について、実際の販売価格にこれよりも高い価格を併記するなど何らかの方法により、販売価格に比較対照する価格を付すことをいう。）を行う場合に、消費税抜きの販売価格の比較対照価格として、消費税込みのメーカー希望小売価格等を用いる表示

- 1 架空の価格や適切でない比較対照価格を用いて、二重価格表示をすることは不当な表示となるおそれがあります。
- 2 小売業者が「消費税抜き販売価格」の比較対照価格に「消費税込みのメーカー希望小売価格」を用いますと、実際よりもみかけ上価格差が大きくなり一般消費者に有利であるとの誤認を与えることとなります。
- 3 二重価格表示については、ガイドラインを公表していますので、これを参照して下さい（不当な価格表示に関する景品表示法第4条第2号の運用基準）。

※消費税を納付する必要はありません。

※輸出業者などの届付を要する事業者の場合は、年間課税売上げが3,000万円以下の方でも課税表示が義務となることもできます。

※年間課税売上げが3,000万円（消費税込み）を超えれば、消費税を納付する義務が生じます。

年間課税売上げが3,000万円を超える事業者の方

※消費税の納付義務があります。計算方法は以下の通りです。

納付税額 = 年間課税売上げ（税込） × 10% - 年間課税仕入れ（税込） × 10%

※売上げに対する税額

※仕入れに含まれる税額



シリーズ 我が家の秘蔵写真 第五回



右が二代目祖父、左が三代目父、陳列台の上にはラップ式蓄音機が見える  
(遠山時計店、遠山正司さん所蔵)



商工会法制化前の青年部ハッピー姿



大正時代の店舗

遠山時計店四代目の遠山正司さんに、お話を伺いました。

先祖は、遠山城主、遠山土佐守の血縁にあたり、初代は飯田市箱川の出身で、農業のかたわら、時計の行商をしておりました。二代目になってこの駒場に居を構え、現在に至っております。

上の写真は、大正初期から末期にかけての店舗と店内の写真ですが、店舗の屋根は板葺きですが、ウインドーの下はタイル張り、当時としては、ハイカラな店づくりでした。

店内の写真は、右が二代目(祖父)、左が三代目(父)で当時、高級品だった壊中時計を見ながら、父が子に説明をしているようです。奥の陳列棚の上には、ラップ式蓄音機が二台置かれています。

左側の写真は、昭和二十五年頃の正司さんで、商工会の法制化前に会地商工会の組織があり、エリには、青年部と染め抜かれています。青年部の結束を強いものにするため、初めてつくったハッピーだそうです。部員も三十名位おり、地区の行事に常に参加し、酒を酌み交わしては、明日の商工会を語り合っただけです。

現在の四代目になってからは、先を見越して、眼鏡と貴金属も商うようになり、当時としては、珍しかった検眼室も設けて、商いに拍車をかけました。今では、時計も眼鏡も精度・デザインともに良くなり、特に時計は、手巻きー自動巻きー電池時計ークウォーツと目まぐるしく変わって、時代の移り変わりに、今昔の感ひとしおと、しみじみ語ってくれました。



### 昼神温泉の接客 ノウハウを勉強

昼神温泉も飯伊地方で第一位の誘客五十万人を超え、全国各地からお客様が訪れてお

り、温泉内で働く従業員の接客、接遇についての講習会を去る二月二十一日、昼神温泉



倉持和子先生

### よろしくお願いいたします

記帳指導職員 河合 伊津子



今年の一月よりお世話になっていきます河合です。子供もだんだん手が離れてきてようやく外に目を向けることができる様になりました。九時から三時半までの勤務ですがよろしくお願ひいたします。

私の担当は記帳ですが、商工会の窓口の広いのには驚きました。税務・借入・

社会保険関係等の相談から手続きを始めとして、地域の商工業者の行事、勉強会のお手伝いなど等…と書きましたが、まだ商工会とはどんな団体かということも良くわからないところです。

阿智村の住民になって十年年とたっていますが、商工会にお世話になって、知らない場所や、知らないことばかりということを感じてきました。これから、あちこちで、こんな顔を見かけましたら、よろしくご指導をお願いいたします。

観光センターで開催し九十四名の方が受講しました。

講師は元日本航空国際線スチュワーデス(インサイト・サービススクール副代表)の倉持和子先生。

講習ではすべての営業活動の原点は顧客サービスにあり、なかでも実際に顧客と接する接客サービスは特に大切だと、サービスは形も大切だが心が伴って始めてうまく動

くものである等、最高の氣くばりについて、二時間に亘り語られ好評でありました。

この講習会は昭和六十一年度より三年間継続して実施して来た、旅館飲食業関係者の労務改善を目的とした小規模福祉事業の中で開催したもので、今開催がこの事業最後の講習会となりました。

### 珠算検定合格おめでとう

二月十九日(日)商工会館

において、第八十一回全国商工会珠算検定試験を行ないました。今回の受験者は百四十六名、合格者は二十八名、合格率は一九・二%でした。合格者は次のみなさんです。

- 二級 原 さゆりさん
- 石原まゆみさん
- 熊谷 洋くん
- 佐々木志穂さん
- 三級 石原 孝子さん
- 小松 和紘くん
- 飯嶋 彩子さん
- 原 美樹子さん
- 美濃部裕子さん
- 四級 松井 靖くん
- 井原 大地くん
- 五級 小笠原史恵さん

- 井原美美子さん
- 田原 宏樹くん
- 園原みずほさん
- 太田 智絵さん
- 六級 堀 秀人くん
- 沢井 雅彦くん
- 塩沢たづるさん
- 玉井 淳司くん
- 佐々木 剛くん
- 熊谷すみかさん
- 岡庭加奈子さん
- 島田 千春さん
- 小沢 恵子さん
- 井原 努くん
- 七級 宮嶋健太郎くん
- 岡庭加奈子さん

次回の検定試験は、六月十一日です。

### 編集後記

○……長かった昭和が終り、平成の時代になった。不況、戦争、復興と昭和の前半は惨憺たる時代だったが、今はその経験をもち人も半数足らずこの体験は必ず次代に伝えなくてはならない。

○……金融機関、官公庁等二月から週休二日制が実施されている。中小企業ではまだ程遠い面もあるが、余暇を上手に利用するには？そんな時代も遠からず来るのではないか。時の流れにおくれない様心の準備も必要である。

○……二十一世紀の交通革命に向けて、東京、飯田間を二十七分で走るとゆう「リニアエクスプレス」の検討が始められ、行政、商工団体等が中心に伊那谷通過の運動を展開し、商工会青年部も南信プロジェクトが一丸となって署名運動等、活動を始めた。

(会報編集委員会)

シリーズ企業探訪は、紙面の都合上、お休みさせていただきます。